山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会規約

（名称）

第１条　この会は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、山武・東総地域における高規格な広域幹線道路並びにこれに関連する幹線道路網整備の促進に努め、地域経済の活性化の確立及び社会文化の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　国・県その他関係機関に対する早期建設に関する運動

(2)　道路整備の促進に関する諸団体との交流、協調

(3)　その他本会の目的達成に必要な事業

（組織）

第４条　本会は、次に掲げる広域市町村圏の市町長並びに議会の議長（以下「関係市町長等」という。）をもって組織する。

(1)　東総地区広域市町村圏

(2)　山武郡市広域市町村圏

（役員）

第５条　本会に、関係市町長等のうちから次の役員を置く。

(1)　会　長　１　名

(2)　副会長　１　名

(3)　理　事　若干名

(4)　監　事　２　名

（役員の選任）

第６条　会長及び副会長は、理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。ただし、補欠による場合（第３項の規定による場合を除く。）は理事会の推薦をもって総会の承認とみなす。

２　理事及び監事は、第４条各号に規定する圏域の広域行政機構（以下「両広域圏」という。）管理者の推薦によるものとし、総会において選出する。ただし、補欠による場

合（次項の規定による場合を除く。）の選出は理事会で行う。この場合における理事会の選出は総会において選出したものとみなす。

３　役員が任期の途中で関係市町長等の資格を失ったことにより失職した場合は、当該役員に代わって新たに関係市町長となった者がその職を継承する。

４　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　会長・副会長がともに欠けたとき、又は事故あるときは、年長理事がその職務を代理する。

４　理事は、理事会を組織し、この規約に定める事項を審議する。

５　監事は、事業の監理及び出納その他事務の執行を監査する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の任期が満了したあとも、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

３　補欠による役員（第６条第３項の規定によりその職を継承した場合を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問及び参与）

第９条　本会に、顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

（会議）

第 10 条　本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会にわける。

２　通常総会は、毎年１回開催する。

３　臨時総会は、理事会においてその必要を認めたとき及び会員の２分の１以上の要請があったとき開催する。

４　理事会は、必要に応じ随時開催する。

５　会議は、すべて会長が招集する。

（総会の議決事項）

第 11 条　総会は次の事項を議決する。

(1)　規約の制定又は改廃に関すること。

(2)　事業計画及び収支予算の決定に関すること。

(3)　事業報告及び収支決算の承認に関すること。

(4)　役員の選任に関すること。

(5)　その他、会長が必要と認めたこと。

（理事会の審議事項）

第 12 条　理事会は、次の事項を審議する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決により委任された事項

(3)　その他、会長が必要と認めた事項

（構成）

第 13 条　総会は、関係市町長等をもって構成する。

２　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

３　監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

（会議の運営）

第 14 条　会議は、構成者の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

２　会議の議長は、会長があたる。

（議事表決）

第 15 条　会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（経費）

第 16 条　本会の経費は、両広域圏の負担金をもって充てる。

２　両広域圏は、総会で定める予算に基づき負担金等を納めなければならない。

（会計年度）

第 17 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（事務局）

第 18 条　本会の事務を処理するため、会長の属する広域市町村圏の広域行政機構に事務局を置く。

（委任）

第19条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規約は、昭和６３年６月７日から施行する。

２　昭和６３年度における同盟会の会計年度は、第１７条の規定にかかわらず、昭和６３年６月７日から昭和６４年３月３１日とする。

附　則

この規約は、平成２年５月２９日から施行する。

附　則

この規約は、平成１８年３月２７日から施行する。